

公益財団法人日立市体育協会
各種スポーツ大会等開催助成金の交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日立市体育協会（以下「協会」という。）定款第10条に定める加盟団体（以下「加盟団体」という。）、又は日立市内のスポーツ振興を推進する団体（以下「推進団体」という。）が主催し、協会が共催する各種スポーツ大会等の開催に対し交付する助成金について必要な事項を定める。

(交付対象経費及び助成金額)

第2条 交付対象経費は、各種スポーツ大会等の開催に要する経費とし、助成金額は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1)日立市サッカー協会が主催する日立高校サッカーフェスティバル | 120,000円 |
| (2)日立市高等学校野球連盟が主催する日立市内高校野球大会 | 120,000円 |
| (3)日立市ソフトテニス協会が主催する日立杯ソフトテニス大会 | 50,000円 |
| (4)日立市卓球協会が主催する東日本卓球大会 | 40,000円 |
| (5)加盟団体が主催する全国青年大会日立市予選会 | 10,000円 |
| (6)日立さくらロードレース実行委員会が主催する日立さくらロードレース | |

日立市からの交付額

(7)竹内亀次郎記念杯実行委員会が主催する

竹内亀次郎記念杯日立市少年少女スポーツ育成大会

公益財団法人日立財団からの交付額

2 助成金は、前項第1号から第6号までの各1大会に対し交付する。ただし、前項第5号は開催種目ごとに交付する。

(助成金の交付申請)

第3条 加盟団体又は推進団体が助成金の交付を受けようとするときは、各種スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該助成事業開催日の15日前までに協会会長あてに提出しなければならない。

- (1)開催要項
- (2)収支予算書

(助成金の交付決定通知)

第4条 加盟団体又は推進団体から助成金の交付申請があったときは、提出書類を審査のうえ、適正であると認められた場合は、市民大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の内容変更等)

第5条 加盟団体又は推進団体は、助成事業の内容を変更し又は廃止しようとするときは、各種スポーツ大会等開催計画変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を協会会長あてに

提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 加盟団体又は推進団体は、当該助成事業終了後30日以内に、各種スポーツ大会等実施報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、協会会長に提出し承認を受けなければならない。

- (1)実績報告書
- (2)収支決算書

(帳簿等の保存)

第7条 加盟団体又は推進団体は、当該助成事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、助成事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 協会は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 (平成25年5月27日理事会議案第5号)

- 1 この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程の制定に伴い、平成16年4月1日から適用した財団法人日立市体育協会各種スポーツ大会等開催助成金の交付に関する規程は廃止する。